

とめ 法人会 NEWS

令和5年11月20日発行

第106号



東和町 不老仙館

嘉永5年に建築された建物は書院造で、茶室や客室など魅力ある和の空間を見ることができます。春は、つつじ、秋は、紅葉を見に来るお客さんで賑わいます。

目次

- P. 1 東和町・不老仙館
- P. 2~3 法人会トピックス、会員企業リレー
- P. 4 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 5 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 6~7 令和6年度税制改正への提言
- P. 8 法人会からのお知らせ

電子申告で
効率UP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税の申告を
するとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

法人会

法人会には会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索



女性部会南極を学ぶ！

女性部会では、去る8月23日に、若鯨はさま館を会場に、第1回知って得ゼミナールを開催いたしました。

今回は、元日本南極地域観測隊で、気象予報士の資格を持つ、石井洋子(ひろこ)氏を講師にお招きし、「南極ってなんだろう」と題してご講話いただきました。

国土交通省気象庁在職中に参加した南極地域観測隊での活動や気象、気候、生物等、写真を交えてご説明いただきました。

地球温暖化における南極の変化など、初めて知る内容ばかりで、参加者の方からは活発に質問が出され、関心の高さがうかがえました。



演台に立つ山崎税務署長

令和5年度 税務研修会を開催！

9月25日、ホテルサンシャイン佐沼を会場に開催。講師は、今年7月の定期人事異動で佐沼税務署に着任されました山崎裕司署長と山中和宏法人課税部門統括国税調査官。

山崎署長は、「酒のつまみ」と題し、国内市場の状況やお酒の起源、酒税法等についてお話くださいました。山中統括官は、10月からスタートするインボイス制度について改めて理解を深めていただくための説明をしてくださいました。

研修会終了後は、4年ぶりに講師を交えての懇談会を開催し、直に質問に答えていただきました。



成績は次の通り。(敬称略)

- ◇優勝 千葉 栄記 スコア105
＜(株)東北総合土地開発＞
- ◇準優勝 川口武次郎 スコア111
＜川口自動車钣金塗装(有)＞
- ◇第3位 後藤 市郎 スコア112
＜イーメタル工業(株)＞

**佐沼支部
第20回パークゴルフ大会**
支部会員の交流を目的に毎年開催しておりますが、今年度は、加護坊パークゴルフ場を会場に開催しました。



会員交流ゴルフ大会 2023を開催！

10月20日、一関カントリークラブを会場に、会員交流ゴルフ大会2023を開催。

天気も良く、ゴルフ日和でゴルフ場も賑わう中、参加者は、会員同士、交流を深めました。

成績は次の通り。(敬称略)

- ◇優勝 阿部 靖公 NT71.0
＜(株)丸徳阿部・佐沼＞
- ◇準優勝 齋藤 力 NT73.2
＜(有)齊藤建業・佐沼＞
- ◇第3位 田口 安浩 NT74.2
＜(田口酒販(株)・佐沼＞



成績は次の通り。(敬称略)

- ◇優勝 伊藤 勇一 スコア122
＜(有)藤丸工業＞
- ◇準優勝 加藤 亮 スコア129
＜(有)加藤工務店＞
- ◇第3位 小竹 一彰 スコア136
＜AIG損害保険(株)＞

**米山支部
第2回パークゴルフ大会**
本部で行われる支部対抗パークゴルフ大会の予選として始まった今年大会。今年度も、和気あいあいと開催されました。



「インターネットのこと ご相談ください！」



《佐沼支部》
株式会社ウィングシステムズ
代表取締役 小野寺 伸浩 氏

「ソフトウェア開発を通じ、お客様のビジネスに貢献できる企業を目指します。」と話す、株式会社ウィングシステムズ様を訪問しました。

仙台市の中堅ソフトウェア開発会社に6年間勤務。その後数年フリーのプログラマーを経験し、出身地である登米市迫町で平成9年(1997年)有限会社ウィングを設立。登米市ではめずらしいソフトウェア受託開発を主な事業とし首都圏の企業のシステム開発を多く手掛けています。また、近年はパソコンの修理、ホームページの制作・保守なども行っており、ソフトウェア開発は勿論ハードウェアもトータルでサポートできるところが自社の強みです。顧客は、南は九州宮崎県、北は青森県まで。インターネットの普及の恩恵でリモートでの打合せ、サポートも可能になり、一度もお会いしたことが無いお客様もいらっしゃるようで、距離に関係なくご連絡を頂いてからレスポンス良く対応することを心がけているそうです。

会社の特徴として社員が登米・栗原・一関出身で且つ

長男・長女であるところ、みんな「位牌持ち」と笑う小野寺社長。何を隠そうご本人も一人っ子でそれに該当するそうです。企業当初は実家の2階を仕事場にしており、月～金で東京に出張していたそうです。両親が教員で全く畑違いの仕事だったので今思えば自由にやれたと感謝しているそうです。

今後の方針として、自社のオリジナルソフトや商品を開発し、日本国内に販売したい。また、後進の指導、同じような志のある技術者を育てて行きたいと、お話しくださいました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



第39回法人会全国大会 (群馬大会)へ参加

毎年、全国の会員約2,000名が一堂に会して開催される全国大会。今年度は10月18日、群馬県の高崎芸術劇場を会場に開催されました。

当会からは、菅野幸一郎会長と伊藤良雄税制委員長が出席。ウェルカムコンサートや記念講演のほか、令和6年度税制改正提言の報告や租税教育活動の事例発表があり、大いに実りある大会参加となりました。



女性部会 佐沼夏まつり手踊り支援！

女性部会では、去る7月30日に開催された登米市佐沼夏まつりでの手踊りパレードに参加しました。

今年度も「おいとこロック」と「佐沼音頭」の2曲ということで、事前の練習会では、手踊りに初めて参加する方、4年ぶりに踊る方で、皆さんからは不安な声もありましたが、本番当日には、猛暑にもかかわらず、全員が力いっぱい、そして何より楽しく踊ることができました。

会場には多くの来場者が訪れ、活気ある夏祭りを感じました。



国税相談専用ダイヤルのご案内

国税に関するご質問・ご相談は、次の窓口で電話対応しております。
ご利用時間は、8：30（※）～17：00（土日祝日を除く。）です。

国税相談専用ダイヤル

すべての国税に関するご質問・ご相談に対応します。

電話番号 **0570-00-5901**

インボイスコールセンター ※ ご利用は9:00から。

インボイス制度に関する専用相談窓口です。

電話番号 **0120-205-553**

佐沼税務署窓口でのご相談は「事前予約制」です

税務署窓口における各種ご相談（相談日は、月曜日と木曜日のみ。）は、
すべて「**事前予約制**」となります（ただし、確定申告時期を除く。）。

窓口相談をご希望の方は、次の申込先へご連絡ください。

個人事業者の方 …… 0220-22-2612（佐沼税務署 個人課税部門）
＜所得税、消費税、相続税、贈与税等のご相談＞

法人の方 …… 0220-22-2639（佐沼税務署 法人課税部門）
＜法人税、消費税、源泉所得税（個人事業者を含む）、印紙税等のご相談＞

お知らせ

「宮城一斉滞納整理強化月間」の実施について

宮城県では、県内の全市町村と連携した徴収対策を集中して実施及び広報することにより、納税に対する理解を促進し、新規滞納の抑制と徴収率の向上を図ることを目的として、強化月間の取組を行います。

○期間

令和5年11月～12月

○取組内容

訪問・電話催告、差押え、タイヤロック、
捜索等の滞納処分の強化、宮城県市町村合同
インターネット公売の実施等



宮城県市町村合同インターネット公売について

滞納処分の実態等を県民に広報することにより、新たな滞納の抑止と納税意識の醸成を図ることを目的に、宮城県と市町村では、宮城一斉滞納整理強化月間の一環として、滞納者から差し押さえた動産等をインターネット公売に出品します。

様々な物品を出品する予定ですので、ぜひ入札にご参加ください。

○入札参加申込期間

令和6年1月11日(木)13時～1月30日(火)23時

○入札期間（せり売り形式）

令和6年2月6日(火)13時～2月8日(木)23時

○入札期間（入札形式）

令和6年2月6日(火)13時～2月13日(火)13時

○KSI 官公庁オークションサイト

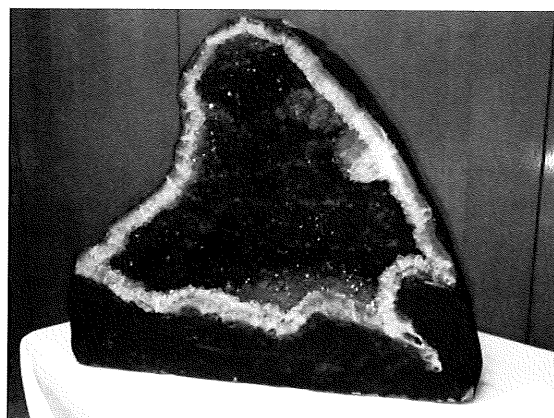
URL : <https://kankocho.jp>

(お問い合わせ先)

宮城県東部県税事務所登米地域事務所

電話：0220-22-6114

【過年度の出品例】



財政健全化は国家的課題。

負担を先送りせず 現世代で解決を！

法人会は令和6年度税制改正に向けた提言をまとめ、実現を求めて、政府や関係省庁に活動を始めました。

我が国は膨大な長期債務残高を抱え、世界で突出して悪化している財政の速やかな健全化に着手するとともに、異次元で進む少子高齢化や人口減少を前に、いびつな税財政構造をもたらししている「中福祉・中負担」の均衡財政に改革するよう求めています。また、経営基盤が脆弱な中小企業への税財政や金融面からの実効ある対策を求めています。

紙面の関係上、要約掲載いたします

税・財政改革のあり方

■ コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。

すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

■ 岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないと

まずは2025年度の基礎

的財政収支（プライマリーバランス（PPB））黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。

その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

(1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の

自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。

政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・

コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。

今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

■ 「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。

■ 社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。

とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マク

ロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の

の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となる。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。

子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

(6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問

題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。

モラルハザードの誘発には注意しなければならぬが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

800万円以下に据置きされている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。

中小企業が相続税の負担に よって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継

税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

- とくに、事業承継に資する相続については、事業従事者条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、

事業承継がより円滑に実施できるような以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

3. 消費税への対応

(1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するよう環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

法人会からのお知らせ

(公社) 登米法人会、(一社) 宮城県経営者協会登米支部、登米市産業振興会 共催
新春講演会 開催決定

夏の全国高校野球選手権第105回大会にて、2年連続の決勝進出という快挙を達成させた仙台育英学園高等学校野球部監督須江航先生をお招きします。

「失敗から学ぶ」

～個人の成長と組織運営～

と き 令和6年1月24日(水) 15:30～

ところ 登米祝祭劇場・大ホール

入場無料



申込み・問い合わせ先… 公益社団法人登米法人会
 TEL:0220-22-6617
 (平日9:00～17:00の間にお願ひします。)

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

税に強い経営者が次世代を支える!



会員募集中 ■ 未加入法人をご紹介下さい

法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。
 お知り合いに、まだ会員になられていない方がおりましたら、是非ご紹介くださいますようお願い致します。

「令和5年分 わかりやすい年末調整実務のポイント」 無料進呈!!

年末調整のポイントをわかりやすく解説している標題テキストを、必要な方に無料で差し上げます。年末調整事務の一助にいただければ幸いです。

100冊限りとなりますので、必要な方は、事前に登米法人会【TEL:0220-22-6617】へ会社名(お名前)、連絡先電話番号をご連絡の上、事務所へお越しいただき受取りをお願い致します。

B5判 64ページ
 (表紙:カラー、本文:2色)



法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス